

令和元年 6 月 26 日
一般社団法人 日本冷凍空調工業会

廃棄時回収率向上に向けた表示方法について

平成 31 年 2 月に行われた「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会」における「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」の議論において、“機器メーカー等は、機器への法に基づく表示の記載に関する更なる工夫等、ユーザーに対する法の周知に協力することが求められる。なお、その際には、機器の製造から廃棄までにはタイムラグがあることにも留意しつつ進めるべきである。”とのご指摘を頂いており、弊会での検討状況につき報告いたします。

確実な回収を促すための表示は、ユーザーや管理者、機器廃棄業者、リサイクル業者などの専門家以外の方々にも一見して注意事項を認識して頂けるような表示事項及び表示場所に配慮することが必要と考えております。

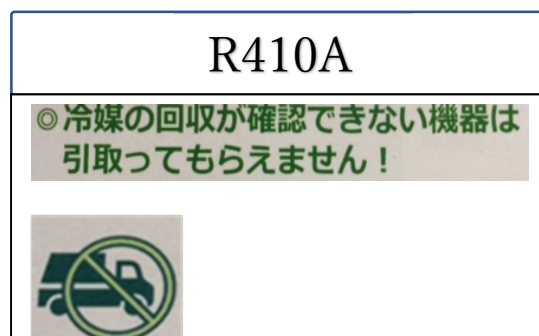
一方、別紙の例のように現状も多数の重要な注意表示が設置されており、他表示と混乱しないような表示方法が必要と考えております。

上記を鑑み、下記方針にて具体的対応について検討を継続して進めております。

- 1) 業務用冷凍空調製品に対し現状との重複内容を整理し、新たな表示の追加を検討する。
- 2) 審議会での指摘を受けた省令の方向性及び環境省にて一般周知に向けて検討中の冷媒回収の必要性に関するパンフレット等における文言を参考に、平易かつ現状より厳しい表現を検討する。
- 3) 新たな表現方法として、分かりやすい何らかの図柄による表現ができないかを検討する。できれば海外でも通用する表現を採用したい。
- 4) 本体への表示は、上記のように専門家以外の方々でも一見して認識でき、多数の安全注意表示等と混乱しない場所、例えば製品正面などに冷媒種表示と近接して表示することなどを含め、機器形状や設置状況を想定し適した場所を検討する。
- 5) 新規機器においては機器の現状を確認した上で出荷時の具体的対応を進めるとともに、既存機器に対しては、日本冷凍空調設備工業連合会殿などと連携したサービス等の現地作業時に随時注意表示を張り付けるなどの周知活動の可能性を検討する。

(表示例)

業務用エアコンに
環境省検討中の暫定表示案
を使用した場合の 例



【ご参考】 現状の室外機への主な表示事項について

1) 主な表示事項は、下記の内容となっております。

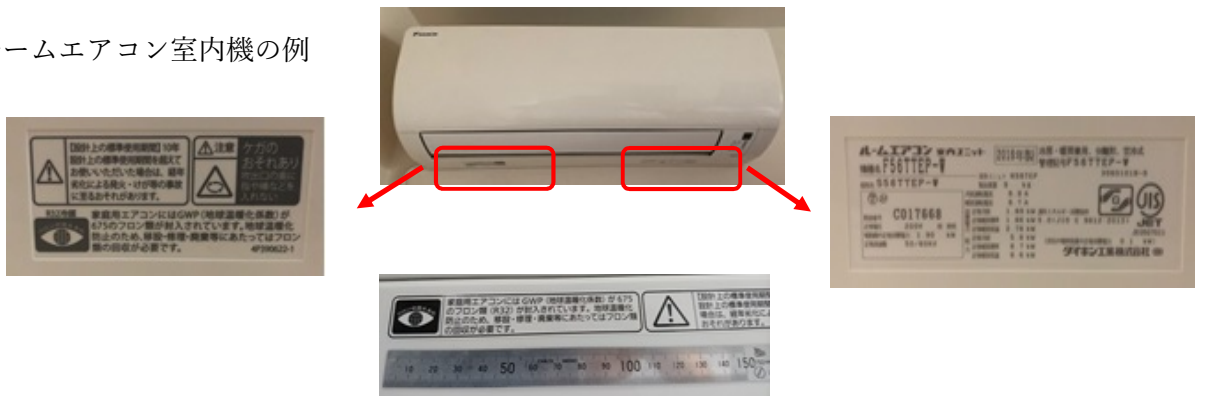
- ・ JIS 規定による性能等の表示
- ・ ユーザー／サービス技術者等への安全表示
- ・ フロン排出抑制法第 87 条および日冷工自主基準による表示
- ・ 各社各製品における注意表示 など

なお、フロン類の放出、回収に関する注意文言は、法 87 条にもとづき表示しております。

- ・ フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
- ・ この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。

2) 実際の機器での表示例

① ルームエアコン室内機の例



他メーカーの表示例

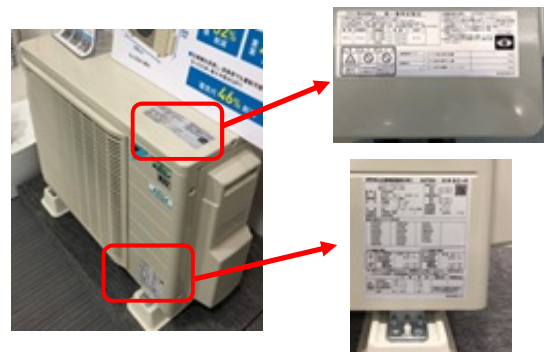
② ルームエアコン室外機例

A 社

B 社



③ 店舗用エアコン室 外機例



④ ビル用マルチエアコン室外機例



内部のバルブ近くには、場合により別途作業注意ラベル等を添付しているものもある。